



茨城県報

第 274 号

令和 4 年 (2022年) 1 月 24 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 定款変更の認可 (農村計画課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 下館・結城都市計画道路の変更 (都市計画課) 2
- 常北都市計画道路の変更 (都市計画課) 2

公 告

- 開発行為の工事完了 (建築指導課) 3

告 示

茨城県告示第81号

豊田新利根土地改良区から令和3年12月15日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により令和4年1月17日認可した。

令和4年1月24日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和4年1月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上吉影岩間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市石岡15977番地先から 石岡市正上内12118番3地先まで	旧	メートル 最大 87.9 最小 23.1	メートル 692	
	新	最大 87.9 最小 23.1	692	区域追加

茨城県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和4年1月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 河内竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡河内町生板字北本田10385番から
稲敷郡河内町生板字丑新田6839番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月21日

茨城県告示第84号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、下館・結城都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年1月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
道路（3・4・18 鹿窪・砂窪線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
3・4・18 鹿窪・砂窪線
変更する部分
結城市 大字結城 字玉岡、鷹部屋、茶園原、曾我殿台、塔ノ下町、田町、観音町、雷、観音台の各一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、常北都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年1月24日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
道路（3・4・2 池の内・片山線）
道路（3・4・3 米沢・風隼線）
道路（3・5・13 増井線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 3・4・2 池の内・片山線
変更する部分
城里町大字石塚 字池の内、字西片根、字風隼前、字新町尻の各一部

(2) 3・4・3 米沢・風隼線

変更する部分

城里町大字石塚 字新町尻、字霊源寺前の各一部

(3) 3・5・13 増井線

変更する部分

城里町大字増井 字大久保、字下宿、字仲宿、字上宿、字仲宿前、字権現山、字宮作、字大道の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月24日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭4403番7、同番8

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字長岡3504番地1 フェリアーナ204

永山透馬

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下発行）

発行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)



令和4年城里町告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、常北都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和4年1月24日

城里町長 上遠野 修



1 都市計画の種類

道路（3・6・5 田町線）

道路（3・6・6 中央線）

道路（3・4・7 青山線）

2 都市計画を変更する土地の区域

3・6・5 田町線

変更する部分

城里町大字石塚 字新屋前、字御蔵道南、字並松、字中道南、字宿後の各一部

3・6・6 中央線

変更する部分

城里町大字石塚 字芝際、字宿後、字三丁目東側、字三丁目西側、字二丁目西側、字柳添、字佐久山、字雀喰の各一部

3・4・7 青山線

削除する部分

城里町大字石塚 字柳添、字雀喰、字一丁田、字関口の各一部

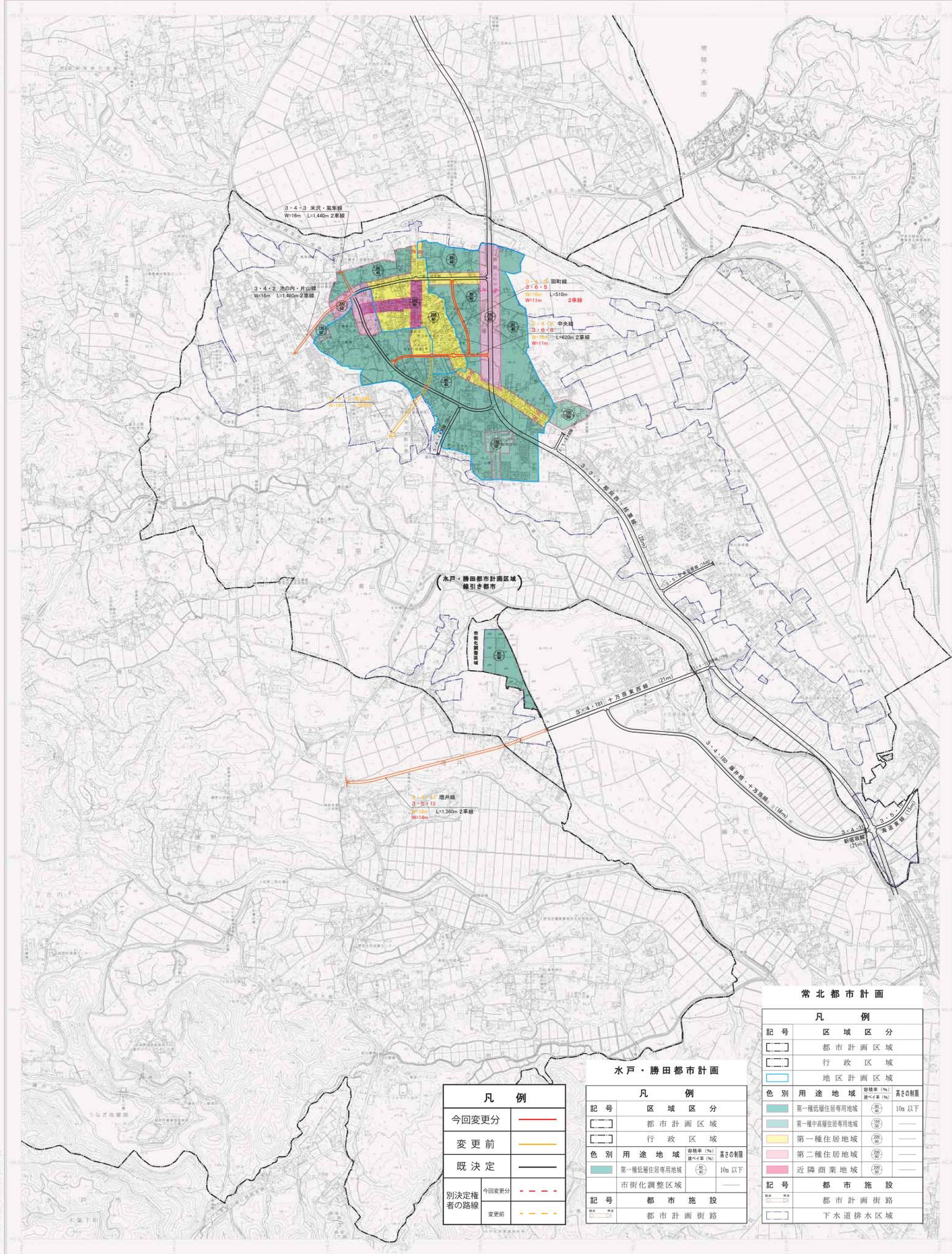
大字上青山 字湯井沢の一部

大字下青山 字後原、字由井沢の各一部

3 縦覧場所 城里町役場 都市建設課

常北都市計画 道路の変更 (城里町決定) 総括図

平成二十八年五月作成



記号
 1. 都市計画区域
 2. 行政区域
 3. 地区計画区域
 4. 第一種低層住居専用地域
 5. 第一種中高層住居専用地域
 6. 第一種住居地域
 7. 第二種住居地域
 8. 近隣商業地域
 9. 都市施設
 10. 都市計画街路
 11. 下水道排水区域

常北都市計画	
凡例	
記号	区域区分
[]	都市計画区域
[]	行政区域
[]	地区計画区域
色別	用途地域 容積率 (%) 高さの制限
[色]	第一種低層住居専用地域 ⑤ 10m 以下
[色]	第一種中高層住居専用地域 ⑥ 〃
[色]	第一種住居地域 ⑦ 〃
[色]	第二種住居地域 ⑧ 〃
[色]	近隣商業地域 ⑨ 〃
記号	都市施設
[]	都市計画街路
[]	下水道排水区域

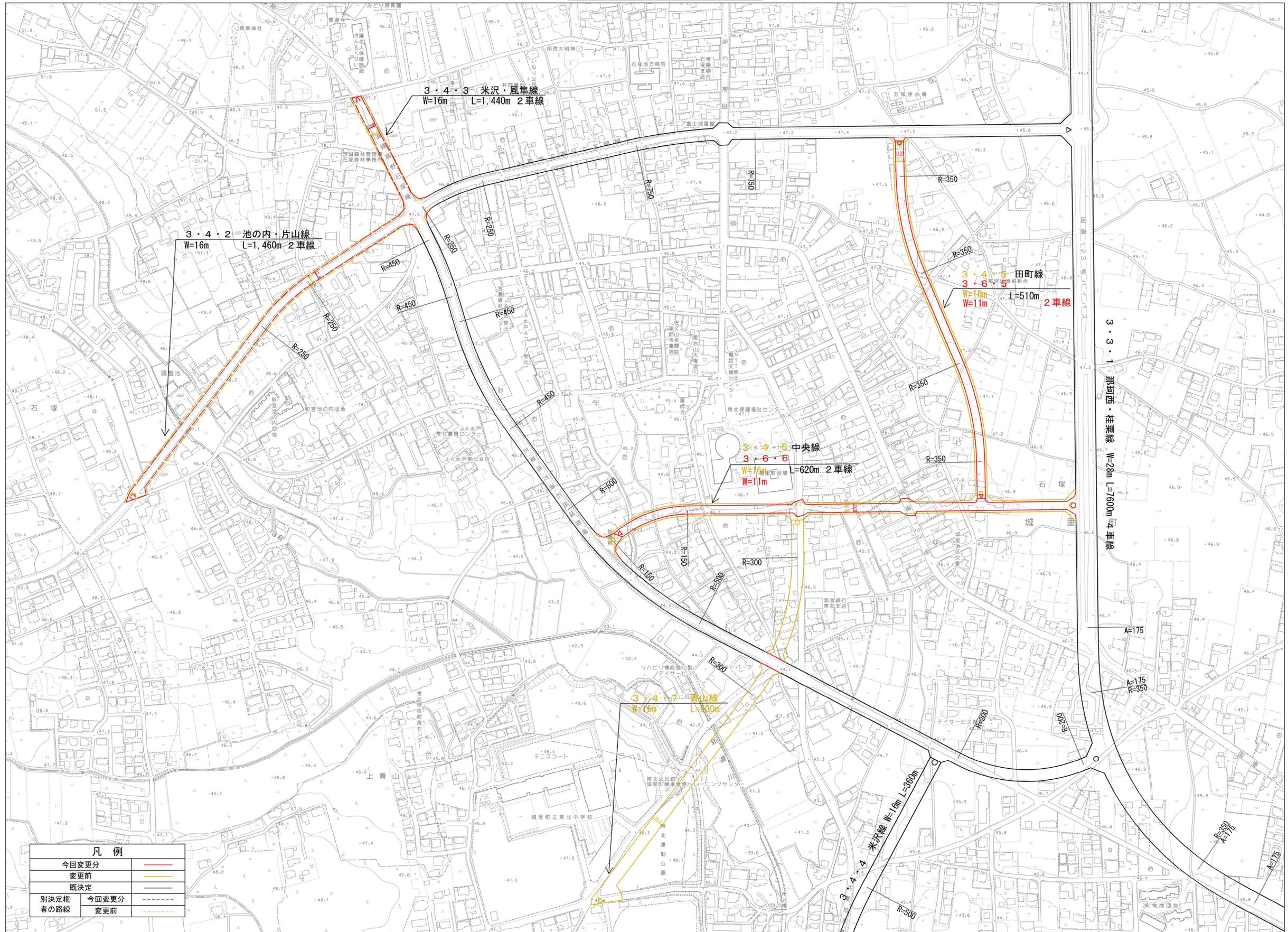
水戸・勝田市計画	
凡例	
記号	区域区分
[]	都市計画区域
[]	行政区域
色別	用途地域 容積率 (%) 高さの制限
[色]	第一種低層住居専用地域 ⑤ 10m 以下
[]	市街化調整区域
記号	都市施設
[]	都市計画街路

凡例	
今回変更分	— (赤線)
変更前	— (黄線)
既決定	— (黒線)
別決定権者の路線	— (赤点線)
今回変更分	— (赤点線)
変更前	— (黄点線)

城里町役場

国開建設株式会社調製

常北都市計画 道路の変更 計画図(1/2)



凡例	
今回変更分	— (Red line)
変更前	— (Orange line)
既決定	— (Grey line)
別決定権者の路線	— (Dashed lines)
今回変更分	— (Red dashed line)
変更前	— (Orange dashed line)

常北都市計画 道路の変更 計 画 図(2/2)



凡 例	
今回変更分	— (Red dashed line)
変更前	— (Yellow dashed line)
既決定	— (Blue dashed line)
別決定権者の路線	— (Black dashed line)
今回変更分	— (Red dashed line)
変更前	— (Yellow dashed line)

